

ベトナムのコメ輸出規制

塚田 和也

製造業を中心に急速な経済成長を遂げるベトナムは、一方で、農林水産物の輸出国という顔を持っている。二〇〇七年の統計によると、ベトナムの総輸出額四八六億ドルのうち、農林水産物の輸出額は一二五億ドルに達し、全体の約二五%を占める。林水産物を除く輸出では、コメ、コーヒー、カシューナッツ、ゴム、

コシヨウなどが重要な品目であり、いずれも世界における輸出上位国の地位を担っている。

貿易収支の悪化に直面するベトナムにとって、農林水産物の輸出は外貨獲得と農家所得向上の両面を図る手段としてその重要性が認識されてきた。にもかかわらず、二〇〇八年の穀物価格高騰に際して、ベトナムはコメの輸出規制を行った。なぜであるのか。本稿はこの素朴な疑問に答えることを通じて、ベトナムの稲作経済とコメ輸出政策の特徴を論じようというものである。

以下では、まずベトナム稲作農業の発展を振り返り、現在の生産構造を概観する。次にメコンデルタを舞

台としたコメ流通と輸出制度を説明する。二〇〇八年のコメ輸出規制では世界から批判を浴びたベトナムだが、同時に国内に対する影響という面でも輸出規制の問題が浮き彫りとなった。ベトナムにおけるコメ輸出規制の背景と問題を論じ、最後に将来の展望をまとめた。

●稲作農業の発展

ベトナム北部における稲作の歴史は古い。红河デルタ丘陵で稲作農業が成立した時期は紀元前にまでさかのぼるといわれる。対照的に、現在のコメ輸出の中心となっている南部メコンデルタで水田開発が始まったのは、たかだか一八世紀に入ってからである。コメの国際貿易という点からみると、ベトナムは古参の輸出国ということもできる。一九世紀後半、仏領インドシナからのコメ輸出量は、タイやビルマのそれに匹敵し、ヨーロッパやアジア植民地に向けて盛んにコメが輸出された。この時期は、メコンデルタで大規模な農

業開発が進んだ時期とも重なる。しかし、二度の世界大戦とベトナム戦争に続く戦乱の渦中で、ベトナムはコメの国際市場から姿を消した。

南北ベトナム統一後、社会主義国家として再出発したものの、集団化経済の下での稲作農業は不振を極めた。肥料や資材の不足だけでなく、農民の生産意欲が集団化によって阻害されたことが大きな要因である。ドイモイと呼ばれる改革開放政策は、まさにこの農業不振を打開することを一つの重要な目的としていた。ドイモイでは、(一)自由競争を基本とする市場経済への移行、

(二)私的個別経営の発展、(三)国際関係の改善と対外的開放の促進、という方向性が基本原則として打ち出された。稲作農業の文脈に照らしいうと、個別農家に対する農地利用の配分と利用権の明確化、配給制度からの決別と農産物流通の自由化、個別経営をサポートする商業銀行や技術普及組織の設立などが改革の主要な部分である。この一連の改革における成果が、コメ輸出の再開という形となって表れるのである。

●コメの生産と需給構造

ベトナムのコメ生産は順調に拡大し、一九八〇年代後半の輸出再開以降、現在ではタイに次いでコメ輸出国第二位の座を争うまでになった

(図1)。こうしたコメ生産の拡大には政策的側面だけでなく、技術的側面も重要な役割を果たしている。红河デルタでは水利開発の歴史が古く、水田灌漑率がもともと高かったことに加え、灌漑設備の復旧・新規事業が両デルタで大規模に進められたことにより、現在では水田灌漑率が全国で九〇%を超える水準にまで達している。一方、近代品種導入は政治状況の違いもあって、他の東南アジア諸国より遅れて開始された。しかし、国内での新品種選抜と普及の努力が功を奏し、改革以降の単収の高い伸びは二〇〇〇年代に入ってもなお継続している。その結果、コメ生産量の年平均成長率は一九八五年―二〇〇五年の期間に四・二%となり、同期間の人口成長率である一・七%を大きく上回った。農業政策の転換と稲作技術の改善によつて、国内消費のための十分なコメが確保されるようになり、余剰分が輸出可能になったのである。

こうしてみると、コメ供給量に関する全国レベルでの不安は、すでに存在しなくなったといつて良い。しかし、コメの生産拡大が各地域で一様に進んだわけではない。【表1】によると、コメの生産量は南北両デルタの占める割合が大きく、特にメコンデルタが最も大きい。年平均成長率で見ても、メコンデルタのそれ

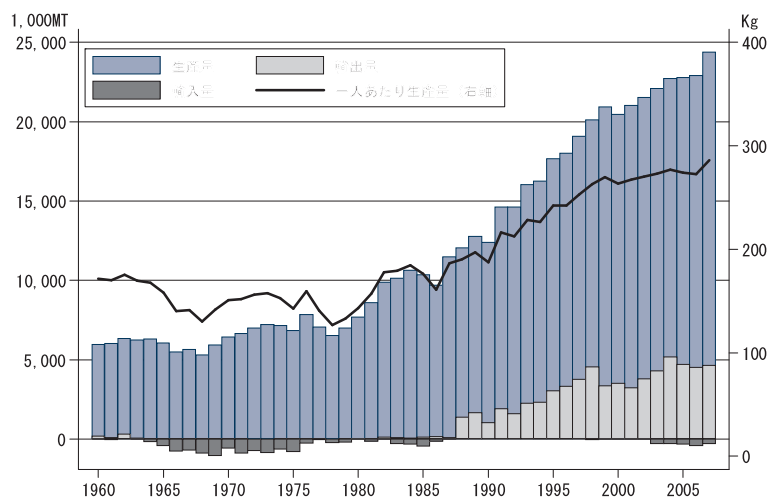
が最も高くなっている。実際、コメの消費量に対する生産量の比率を地域別にみると、メコンデルタでは圧倒的な供給超過となっているのに対して、他の地域では需給がほぼ均等しているか、やや供給不足となっている。このような供給余剰の地理的差異を受けて、現在のベトナムからのコメ輸出はそのほとんど全てがメコンデルタで生産されたものとなっている。

メコンデルタにおけるコメの生産費は依然として低いため、一般的な国際価格でも輸出によって十分な利益を生み出すことができる。もし、メコンデルタからの輸出が国際価格のもとで自由に行われた場合、輸出の拡大が他地域の需給バランスや国内価格上昇に与える懸念は、決して小さくないことが想像できる。ベトナムはコメ輸出国でありながら、無制限な輸出拡大を政策目標として設定しがたい状況に身

を置いている。国内消費のために十分なコメを確保すること、輸出による外貨獲得や農家所得の向上とが、状況に応じてトレードオフの関係になっているためである。

出を厳格なコントロール下において、国内向けの供給量を確保するという政策意図があった。コメの生産量が拡大するにしたがって、輸出業務の規制は徐々に緩和されてきた。一九八八年には民間と外資の輸出業務参入が認められ、また、二〇〇一年には個別数量割当が廃止された、同時に、輸出企業の参入も認可制から登録制へと移行している。コメ輸出に関する事前の規制は、形の上では存在しなくなったといえる。それではコメ輸出が完全に自由化されたかという点、必ずしもそうではない。現在でも、政府は年初に年間の輸出数量を決定している。一九九〇年代との相違点は、現在の規制が輸出総量に関するものであり、各輸出企業に対する事前の数量割当は実施されていないという点である。

図1 コメの生産量、輸出入、および一人当たり生産量



(出所) United States Department of Agriculture (USDA), Foreign Agricultural Service, Production, Supply and Distribution Online (<http://www.fas.usda.gov/psdonline/psdhome.aspx>).

表1 地域別にみたコメ生産量、作付面積および単収

	2005年			1985-2005年 (年平均成長率)		
	生産量 (1,000トン)	作付面積 (1,000ha)	単収 (トン/ha/一期作)	生産量 (%)	作付面積 (%)	単収 (%)
紅河デルタ地域	6,184	1,139	5.4	3.67	0.63	3.03
北東部山間地域	2,537	556	4.6	2.58	-0.84	3.45
北西部山間地域	543	153	3.6	3.86	0.29	3.54
中北部沿岸地域	3,170	675	4.7	3.79	-0.24	4.04
中南部沿岸地域	1,759	372	4.7	1.20	-0.63	1.85
中部高地地域	717	192	3.7	4.84	1.97	2.82
南東部地域	1,625	417	3.9	2.24	0.22	2.02
メコンデルタ地域	19,299	3,826	5.0	5.31	2.69	2.54
全国	35,833	7,329	4.9	4.16	1.25	2.88

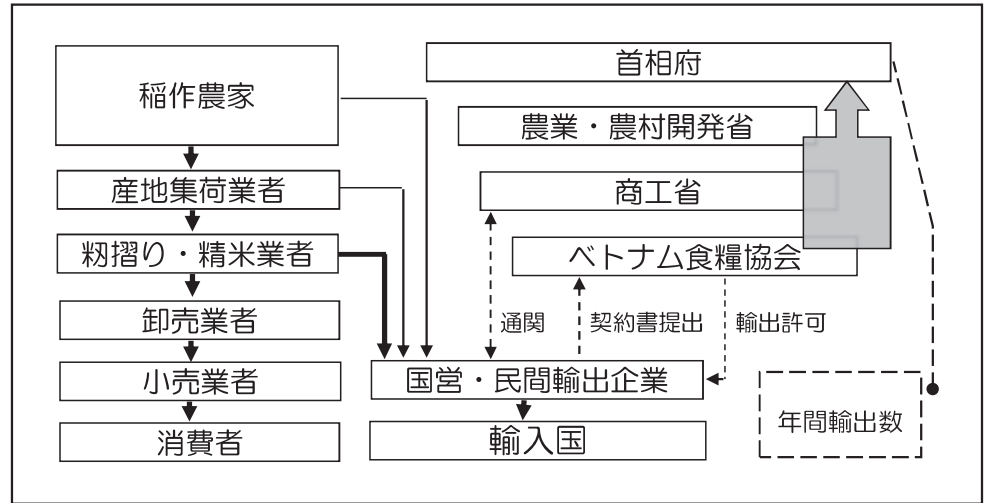
(出所) General Statistics Office of Vietnam, Statistical Yearbook of Vietnam, various years.

●コメの輸出制度

国内向け供給量の確保に対する懸念を背景として、コメ輸出の再開当初、ベトナムはコメ輸出の数量に対して厳格な規制を実施してきた。具体的には、生産と消費の予測に基づいてコメ輸出数量を決定し、それを国营輸出企業に数量割当として事前

に配分するというものであった。コメ輸出業務は認可を受けた国营企業に限定されており、特に全国レベルの国营企業である北部のビナフードI、および南部のビナフードIIが大きな役割を担っていた。これらの規制には、コメ輸

図2 コメの流通構造と輸出制度



(出所) 筆者作成

出を行うためには、このベトナム食糧協会の会員となっていないければならない。三者が協議して首相府に報告を行い、年間の輸出数量が決定される。

事前の個別数量割当は存在しないため、各輸出企業は、基本的に早い者勝ちの状況下で輸出競争を行うこ

形で行われた。このような方法により、ベトナムではコメ生産の拡大が続いている現在でも、輸出総量に関して一定のコントロールがなされているのである。

現在の総量規制は、出口である門の閉鎖になぞらえることができる。国内消費向けの供給に不安がない状

とになる。ただし、輸出企業はベトナム食糧協会に輸出契約を提出して許可を受けなければ通関手続きに入ることができない。通常、この輸出許可は自動的になされるものの、その時点までの輸出状況に応じて政府が必要と判断した場合は、この手続きに制限をかけることができる。すなわち、輸出契約総量が当初の決定数量に迫るような場合には、政府はベトナム食糧協会に対して、新規の輸出契約を許可しないように指導することができる。

実際、二〇〇八年の輸出規制も、ベトナム食糧協会への指導と、ベトナム食糧協会から輸出企業への通達という

況では門が完全に開放されており、輸出業者は自由に輸出を行うことができる。個別企業に対する規制が存在しないため、輸出企業間の競争が阻害されることはないという利点が存在する。一方、輸出契約総量があるからかじめ決定された数量に到達するか、国内向けの供給に不安が生じる状況では門は完全に閉じられる。いづれが閉じられるかは、輸出総量の全体状況に依存して決定されるため、個別の輸出企業が直面する不確実性は高まったといえる。全ての輸出企業がなるべく門の閉ざされる前に輸出を行おうと努力すれば、実際に輸出総量規制が発動される状況を早期に招いてしまう。こうした状況は、結果的に、年間を通じて国際価格の変動に対応する余地を制限することにもなりかねない。

さて、二〇〇八年の輸出規制を議論する前に、ここで、簡単に国内流通にも触れておこう。図2の左半分は、メコンデルタにおける流通構造を示したものである。通常、コメの生産地流通は、零細な民間業者によって担われており、流通の多段階性がもたらす流通マージンの大きさが問題視されている。また、複雑な流通過程が存在することで、品種や品質の異なるコメが流通段階で混入してしまうという問題も指摘されている。現在、コメの契約栽培の推奨

や品質指導により、ベトナムから輸出されるコメの品質はかつてに比べると大きく改善しているが、タイのコメに比べるといまだ同一のグレードで国際価格がやや低い水準にとどまっている。一方、省や地域をまたぐ国内の遠隔地流通は、はるかに大規模な民間業者が担っている。いづれにしても、国内流通はほぼ完全に自由化されており、国内市場価格に対する直接的な統制が存在しないことも合わせて考えると、短期的なコメの国内需給は、もっぱら出口である輸出総量規制のみによって調整されているといえる。

●国際価格の高騰と輸出規制

二〇〇八年は、コメの国際市場において急激な価格上昇とその後の急落を経験した年である。コメ価格が安定的な水準にあった二〇〇七年一月からピークの二〇〇八年五月までに、ベトナムからのコメ輸出価格は三・三倍に跳ね上がった。そうしたなか、ベトナムは二〇〇八年三月にコメの輸出を一時的に停止し、この輸出規制は価格が下落しつつあった七月になるまで継続された。ここで注意すべき点は、既存契約に基づく輸出や政府間契約に基づく輸出は停止されていなかったことである。輸出規制の時期にも、価格が成立しているのはこのためである。ベトナム

は政府間契約の比重が比較的大きいとされ、現在の主な輸出相手国であるフィリピン、イラク、キューバなどへの輸出でも政府間契約がかなりの割合を占めているとされる。ただし、近年では、省レベルの国営企業や民間企業を中心に、商業ベースでの輸出もかなりの量に上っている。

二〇〇八年の輸出規制は、年の早い段階で発動されたため、過去に実施されてきた輸出規制とはやや様相を異にするものであった。過去の輸出規制では、輸出契約総量がその年の決定数量に達した年後半に実施されるが多かった。その意味で、二〇〇八年の輸出規制は、国際価格の急激な上昇によって、コメ輸出が一気に増加することを避けるための予防的な意味合いが強かったと考えられる。事実、国内の生産状況は良好であり、国内需給がただちに逼迫していたわけではない。にもかかわらず、国内価格は上昇した。ハノイにおける白米小売価格は、二〇〇七年一月からピークまでに二・三倍へと上昇した。輸出規制を課すことは国消費向けの供給を担保することに等しいから、本来、輸出規制によって国内価格は安定するはずである。実際には、市場の一部でパニック買いや投機的な取引が起こり国内価格も上昇してしまった。このことは、ベトナムの消費者にとつて食料不安

がいまだ現実的な問題として認識されていることの裏返しであるともいえる。したがって、輸出規制の存在はある程度正当化されるものであるが、それだけではなく、正確な情報伝達や投機的取引の規制など、他の国内措置を組み合わせる必要があると考えられる。

すでに述べたように、二〇〇八年の輸出規制は年の早い段階で予防的に実施されたことが特徴的であった。十分な輸出契約が締結されておらず新規輸出も停止していたことから、低品質なコメを中心に国内の買い上げが滞り、生産農家のなかには苦境に陥るものも現れた。それまでの輸出規制では、新規輸出が停止されても、既存契約に基づく輸出が順調に進み、コメの買い上げには支障が生じないケースも多かった。これに対して、予防的な輸出規制においては、国内の生産農家にも少なからぬ影響が出た。その反動からか、輸出規制が解除されて以降、政府は輸出のコメ買い上げを促進するたため、輸出企業に対して早期に輸出契約を結ぶよう促し、金融面での支援を行ったほどである。

輸出規制の実施によって、世界から批判を浴びたベトナムであるが、国内の輸出企業や生産農家からも批判がまき起こった。国際価格が高い時期に輸出規制を実施したことは、

機会損失が大きかったという主張である。確かに、あとから振り返ってみれば、二〇〇八年のベトナムにおける輸出規制はやや過剰反応であったという評価をすることもできる。しかし、本質的な問題は、国際価格の高騰がいつまで続くか分からない状況のもとで、国内向け供給を確保し国内市場を安定化させるための選択肢が、事実上、輸出規制のみに限定されていたことにあつたといえる。

●今後の展望

一九九〇年代以降のベトナムにおける稲作農業の発展は、輸出機会を拡大に牽引されてきた面があり、今後も輸出国としての立場を維持していくものと予想される。しかし、ベトナムが完全に自由なコメ輸出にコミットすることはありそうにない。現在の貿易体制のもとでは輸出国がそのような義務を負っていないことも一つの要因ではある。しかしながら、より重要な側面として、ベトナム自身がコメを主食とする大消費国であるという事実を無視することはできない。国内向けの供給不安が生じうるかぎり、何らかの形で輸出に対する規制は存続し続けるものと思われる。もちろん、経済が発展して消費者の食料価格高騰に対する懸念が小さくなれば、輸出規制を行う

必要性も低下する。また、今後の稲作農業の発展によってさらなる供給余力が生み出されれば、輸出促進に対する政策の優先順位が高まるであろう。したがって、ベトナムがコメ輸出国として今後どのような振る舞いをするかは、政策担当者の時々の判断というよりは、全般的な経済発展のありように規定される面が強いと考えられる。

一方で、国内向け供給の確保を、輸出総量規制のみによって実現する状況は、今後改善が図られていくものと考えられる。近年、ベトナムはメコンデルタ地域を中心に、コメの貯蔵能力の増強を図っており、輸出企業に対しても一定の貯蔵能力を備えることを求める政策的方向を打ち出している。このことは、生産農家からのコメ買い上げ能力を増強すると同時に、緩衝在庫によって国際市場への出口である門を閉ざさないようにする可能性を模索したものと見える。輸出総量規制の発動を抑えることは、個別の輸出企業が直面する不確実性を減らし、国際価格の変動に対応できる余地を広げるものである。また、こうした努力は、国際市場に対するコメの安定供給という面でも好ましい影響をもたらすものも期待されるのである。

(つ)かだ かずなり/アジア経済研究所マクロ経済分析グループ)